

四日市市告示 第512号

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の規定により放置自動車等の保管状況を次のように告示する。

平成29年11月28日

四日市市長 森 智広

1. 保管した違法放置物件の車種車名、台数、その他

- ・車種 軽自動車
- ・車名 三菱ミニカ 銀色
- ・形状 箱型
- ・初年度要録 平成10年
- ・台数 1台

2. 保管した違法放置物件の放置されていた場所及び、その違法放置物件を除去した日時

- ・放置場所 四日市市三重四丁目地内 市道上
- ・除却した日時 平成29年11月22日午前10時00分ころ

3. 違法放置物件の保管を始めた日時及び保管場所

- ・保管を始めた日時 平成29年11月22日午前11時00分ころ
- 保管場所 三重県四日市市中村町 四日市市所有の第3保管場所

3. 前3号に掲げるもののほか、保管に係る車両の放置期間の把握及び確認期間等返還の参考事項

- ・放置把握期間 平成29年 4月 6日から平成29年11月22日まで
- ・放置確認期間 平成29年 4月 6日から平成29年11月22日まで
起算して230日以上
- ・保管状況 保管開始日から11月24日現在保管中

5. 連絡先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部道路管理課 管理係 TEL059-354-8209